

年度末・年度始休業（春休み）中の生徒心得

春休みは、新学年になるための準備期間です。これまでの自己を振り返り、目標を定め計画的で規律ある生活を送ることができるよう努めましょう。
新学年では、新たな気持ちで学校生活を充実させていきましょう。

1 家庭学習・体験活動

- (1) 自己の進路実現に向けて、毎日の学習時間を計画的に確保し実行すること。
- (2) 苦手科目やつまづきを克服するとともに、他の分野においても知見を広げる努力をすること。
- (3) 教科で出された課題は、余裕を持って期日までに取り組みを終えること。
- (4) 普段できない自然体験学習やボランティア活動などの体験活動に積極的に参加してみることに。

2 生活・健康

- (1) 規則正しい生活を送るとともに、掃除洗濯等、家事手伝いをすすんで行うこと。
- (2) テレビやゲーム、携帯電話やスマートフォンの使用方法についても時間を設定するなど意識的に節度ある利用をすること。
- (3) 友人（同姓・異性）との交遊は、高校生として明朗かつ健全であること。
- (4) 飲酒・喫煙等は絶対にしないこと。
- (5) 地域住民に迷惑をかけるなど、自分勝手・軽はずみな行動は取らないこと。
- (6) パチンコ店など 18 歳未満入場禁止の掲示のある遊技場・娯楽施設には、風俗営業法により出入り禁止。
- (7) カラオケボックス・マンガ喫茶・インターネットカフェ・ゲームセンター等は、保護者同伴であっても午後 10 時以降は出入りしないこと。
- (8) 対外行事に参加する場合は、事前に学校に対外行事参加願を提出し、許可を得ること。
- (9) 服装は清楚なものを着用すること。
- (10) 頭髪の加工、化粧、ピアス、マニキュアなどはしないこと。

3 外出・外泊

- (1) 午後 10 時までには帰宅すること。外出時には、常に必ず行き先及び帰宅予定時刻を保護者に告げるとともに、生徒手帳・身分証明書を携帯すること。
- (2) 原則、友人宅等では外泊しないこと。
- (3) 旅行は、保護者の承諾を得た上で、学校に旅行届を提出すること。保護者又はそれに代わる責任のある成人が引率すること。

4 不審者対策

- (1) 普段から自分の身を守るためには何ができるか考えておき未然防止に努めること。
(夜遅く出歩かない、暗がりではできるだけ避け、明るい人通りの多い場所を選ぶなど)
- (2) 知らない人に声をかけられるなど、身の危険を感じる場合にはすぐにその場から逃げる、周囲の人に助けを求めるなどすること。近くのコンビニや民家等に助けを求めること。警察、保護者、学校に連絡をとること。

5 スキー・スノーボード等による事故防止

- (1) 冬山登山・キャンプ等は禁止とする。
- (2) 危険な滑走をしない、立ち入り禁止場所に入ることは絶対にしないこと。
- (3) 施設でのきまりやマナーを守り、周囲に迷惑のかからないよう努めること。

- (4) 自己の健康状態を把握し、気象条件等には十分留意すること。
- (5) 道路の周辺や屋根の下、氷の張った湖沼や河川など危険が予測される場所を避けること。

6 交通事故防止

交通ルールを守り、交通安全に細心の注意を払うこと。

- (1) 普通自動車の免許取得は、学校の許可無く取することはできない。原付、自動二輪の免許取得は認めない。
- (2) 無免許運転は厳禁である（法律で処罰）
- (3) 保護者以外の車や二輪車への安易な同乗はしないこと。
- (4) ローラースケート、スケートボード、ローラブレード、キックボード等は駐車場やすべての道路上で使用しないこと。
- (5) 自転車使用は、春休みから使用可能ではあるが、前もって自分で車体検査（ライト点灯、ブレーキの効き具合、タイヤの空気圧、反射板の設置など）を必ず行うこと。

※4月始めに、指導部で車体検査実施。

7 ネットトラブル・サイバー犯罪

「ネット上のいじめ」や「トラブル」または、「犯罪行為」の被害者や加害者とならないための対策を理解すること。

- (1) 相手の誹謗中傷の書き込みをする。または、自分を含め、特定の人物の名前や住所、電話番号やメールアドレスが無断でネット上の掲示板等に記載される行為は違法であり「名誉毀損」にあたる。
- (2) 掲示板等を利用して見ず知らずの相手と交流しない。また、個人を特定できる情報の書き込みや画像を送信しない。
- (3) LINEやツイッターなどによってトラブルに繋がることもある。自分が載せた言葉や画像には常に責任が伴うことを自覚すること。相手がまたは不特定多数がそれをみてどう思うか、どのように利用される恐れがあるかなどをよく考えて利用すること。

8 アルバイト

事前に担任に相談し“アルバイト許可願”を学校に提出し、許可を得てから行うこと。無断アルバイトは指導対象とする。

9 休業中の校舎使用

- (1) 校舎の使用は午前8時から午後5時までとし、午後5時30分完全下校とする。
- (2) 部活動で登校する場合は、部活動ジャージ等の活動に適した服装でもよい。部活動以外で登校する場合は、制服を着用すること。

10 その他

- (1) この期間を利用し、制服の修繕・整備や洗濯等をしておくこと。
- (2) 万が一、事故・災害に遭った場合には速やかに学校又は、学級担任へ連絡すること。

北海道伊達緑丘高等学校 〒059-0273 伊達市南稀府 180-4 TEL0142-24-3021
--